

I
10

本邦學校衛生ノ沿革 (未定稿)

文部省體育局保健課

2#---4

南	21
口	

一 明治四年七月十八日

文部省を設置す

一 明治五年二月十一日

衛生行政一般の事務管掌の爲文部省に医務課を設く

一 明治六年三月二十三日

医務局を設く

一 明治六年三月二十八日

管分医務局は医学校内に置く

一 明治六年六月

学区巡視事務章程を設け其の中に公私立学校設置位^置に健康上害

ある場合は移転すべきことを定む之我國学校衛生の初りとす

一 明治八年六月二十二日

衛生事務は内務省へ移管す

一 明治十一年九月六日

学務課中に体操取調掛を設く

一 明治十一年十月

体操傳習所創設し此處にリーランドといふ教師を招聘^ス我國の学
徒に適合する体操法を選定せしむ

右体操法は東京師範^校、東京師範^校の生徒に実施してその適否
如何を試み、この身体的効果を指力検査に依つてはかつてある之学校身体
検査の濫觴とす、(参考のためその結果を掲げてみると「曰ク食量ヲ増

進シ肺量ヲ廣張シ曰ク肋骨肉ヲ強固ニシ曰ク力量ヲ増加シ曰ク疾病ヲ
軽減スル等是ナリ但シ此数項ハ僅ニ数月間ノ成績ニシテ其ノ身体諸
局部ノ發育未ダ著シカラス或ハ一ニノ誤測ナキヲ保ヌ可カラハルモノアリト

雖モ亦次テ此体操法ノ裨益アル一斑ヲ觀ルニ是ラン」といふのである。)

一 明治十二年九月二十九日

教員令を制定し其の中に凡兒童は種痘或は天然痘を歴たるものに非
ざれば入学することを、又傳染病に罹れるものの学校に出入を禁ず。此制定じ、之
学校傳染病予防規程の濫觴とす

一 明治十三年十二月二十八日

改正教育会の中に於て兒童を養護の爲相違つ事由あるに非ざる限り業

を休み就労せしめらるること並に過度に亘る授業を施さざることと望む

一明治十四年六月十八日

小学校教員心得の中に身体教育は独り体操のみに依着することなく常に
校舎の清潔、光線温度の調節、大氣の流通に留意し又生徒の健康を
害すべき癖習に汚染するを予防することに従事すべきこと並に教員
上教員の健康保全の重要なる所次を示す。

一明治十七年二月十五日

学令未滿の幼児を学校に入れ学令児童と同一の教育をなす向あるに依り
かゝるときは心身の發育上障碍不尠を以て注意す

一明治二十一年十二月二十八日

従来行はれてゐた体操法の実施に伴ひ現在の体力測定に似た活力檢
査が行はるゝこととなり直轄学校に対し学生生徒の体格検査の表式を
定め毎年四月活力検査をなし翌月限り報告すべき旨訓令す

一明治二十四年四月

学校衛生の見地を加味してはる学校設備準則を設け小学校の設備に關し
一定の基準を示す。

一明治二十四年十一月

小学校設備準則を改正し校地は道德上、並衛生上に害なく且児童の通
学に便利なる個所を選ばべきこと其の他に關し規定す

一明治二十七年八月二十九日

小学校に於ける体育及衛生に關する件訓令し勸もすると智育の一方に
偏重し社會一般の衛生の必要を感ずること未だ親切ならざる為学校
に於ける体育及衛生は不完全なるに依り之が振興に關し注意す

一明治二十八年三月

高等師範学校に於ては學校衛生を注意す

一明治二十九年五月八日

文部大臣の諮詢に應じ學校衛生に關する事項を定むる為ニ學校衛
生顧問及學校衛生主事を設く

一明治二十九年六月八日

學校衛生顧問に關する事項は普通學務局の主管とす

一明治二十九年八月十七日

学令未滿児童の就学禁止を訓令す

一 明治三十一年一月十日

学校衛生顧問に諮詢し学校清潔方法の標準を定む

一 明治三十一年三月十五日

従来の学生生徒の活力検査に關する訓令を廢止し学生生徒身体検査規程が制定されこれが学校身体検査規程として制度化するに至つた。最初であるがこれに文部省直轄学校に限られたものであり未だ全国的なものではなかつた。その規程内容の如きも極めて簡素なもので検査の時期(四月及十月)検査者(医師)検査の項目用紙の大きさ検査票の保存期間検査方法及報告等に關することゝ定められたに過ぎない。

一 明治三十年十月九日

学校衛生主事、学校衛生主事補の職務並に定員を定む

一 明治三十一年一月十二日

公立学校(北海道府縣郡市町村の設置に係る学校)に学校医を置く

一 明治三十一年二月二十六日

学校医の職務規程並に学校医の資格を定む

一 明治三十一年六月六日

中学校に於て雨天の際雨傘を用ひせしめ傘に織製の頭巾外套のみを着用せしむは生徒訓育上裨益少しとせざるも土地の状況等に依りては衛生上其害甚とせざるにつき注意を發す

一 明治三十一年九月二十八日

学校傳染病予防及消毒方法を定む

一 明治三十一年十月十四日

学生生徒の近視予防の見地より検査願教科用圖書の文字印刷等に關する標準を示す

一 明治三十一年三月七日

未成年者喫煙禁止法制定

一 明治三十一年三月二十六日

明治三十一年三月十五日制定の学生生徒身体検査規程を省令化し制度の確立を存すも其の條文は概ね左の点を除き従前のものと變つたところはない。

一 検査は学校医をして行はしむるを原則としること

二 検査方法検査項目中の一部の變更を加へること

一明治三十三年三月二十六日

女子の師範学校及高等女学校に在学する女子は心身の發育上最も注意を

要する時期なるにつき試験の際並に月経時に於ける体操科の取扱に關し注意す

一明治三十三年三月二十六日

学校生徒喫煙禁止に關し訓令す

一明治三十三年七月

山形縣鶴岡市に於て佛教宗派場同志愛協会が少数の貧困児童に對し学校に於て晝食を給與せるが本部学校給食の嚆矢とす

一明治三十四年三月二十八日

學生生徒身体検査施行上背柱及体格検査方法並其の標準を示す

一明治三十五年二月二十四日

高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校入学希望者中身体障害

あるもの入学禁止を指示す

一明治三十六年三月二十日

学校衛生顧問會議を廢止す

一明治三十六年十二月

学校衛生主事並に学校衛生課を廢止す

一明治三十七年八月九日

有害紫色鉛筆の使用を禁止す 行訓す

一明治三十七年九月十日

學生生徒身体検査規程中の改訂に依り検査時期を毎年四月と十月の二回に実施することとなつてゐたのを毎年四月に実施することと改む

一明治三十九年七月二日

「トウホーム」肺結核、皮膚病等予防に學校清潔方法施行に當り日常掃除に
つき注意を指示す

一明治四十年五月九日

教員として肺結核に罹れしもの漸次増加してあり、
かくては児童教員上憂慮すべきことなるにつき其の防遏につき訓令す

一明治四十一年九月十日

文部省視学官及文部省視学委員職務規定を定む文部省視学官の視察す
べき事項の概目中に學校衛生の状況、状況の視察を行ふべきことを定む

一明治四十二年四月十四日

従来の種痘規則を廃止し種痘法を制定す

一明治四十二年九月九日

学校生徒の飲酒取締に關し訓令す

一明治四十三年七月三十日

市立諸学校の学生生徒に對し喫煙取締に關する内訓を發し注意す

一明治四十五年一月二十日

学生生徒身体検査規程中検査項目の一部に改正を行ひ従来身長体重等の計測に「メートル」法を採用して「フィート」を尺貫法に改む

一明治四十五年一月二十六日

学校傳染病予防及消毒方法中学校に於て特に予防すべき傳染病の種類に「バラニフス」を加ふ

一大正二年一月二十八日

従来学校体操に於て一定の規準となるべきものなく其弊害甚か
らざるを以て新に学校体操教授要目を定む

一大正二年六月十三日

学校衛生に關する事項は大臣官房文書課の所管とす

一大正三年十二月十一日

教員基金令を制定教育資金は國民学校職員の疾病療治料
に用ひ得ることを定む

一大正五年六月十五日

学校衛生主事廃止次来学校衛生に關する專任者を缺いてお
るが新に学校衛生官を設けりし普通学務局中二課に屬す

一大正五年十一月十一日

新に学校衛生會を設け文部大臣の諮問に應じ学校衛生に關す

る事項を調査せしむることとなり同會規則を定む

一 大正八年三月二十七日

結核予防法並にトラホーム予防法制定

一 大正八年六月十一日

学校衛生に関する事項は普通学務局が五課の専任となる。

一 大正八年八月二十九日

学校傳染病予防規程を制定し従来の学校傳染病予防及消毒方法を廢止す

一 大正八年九月十九日

児童生徒^校の近視予防に關し注意を發す

一 大正八年十月十七日

小学校中五等(修)者の中学校入學に關し特別教育實施の取締方指示す

一 大正九年二月二十日

学校医の資格及職務に關する從來の見解が改定され四月九日附学校衛生事務に關する件通牒を發し学校医の資格は師法に依り醫師全般に及ぶこととなり学校医の嘱託に當りては一層の人選に注意すべしと、学校衛生の実績を擧げ、爲学校教員は学校医に協力し聯絡を密とすること。校地の選定並に校舎等、建築床及其他衛生上顧慮すべき事項は学校医若し適當ならざる時は、校舎等、建築床及其他衛生上計は小正しと其の他に關し指示す

一 大正九年七月二十七日

学生生徒児童身体検査規程を制定し從來の学生生徒身体検査規程を廢止す。この改定せらるる重なるものは

一 検査項目に發育概評、栄養、屈折状態、色視等の持に取上げられたる事

二 検査後の措置に關する條文を設けられしことである

一 大正九年七月二十七日

学生生徒児童児童身体検査規程に基き發病概評決定標準を定む

一 大正十年一月六日

流行性感冒の予防の十全を期する為流行性感冒の予防要項を示す

一 大正十年六月二十三日

從來普通学務局の主管事務であつた学校衛生に關する事項が大臣官房に学校衛生課が設けられ其の所管となり学校衛生官の外は学校衛生官補並に属が置かれ庶務掛、医務掛、教授衛生掛、体育運動掛の各掛を置く

一 大正十年八月二十二日

身体發育に支障を来さしめざる為 学校用机、腰掛に關し一定標準を示す

一 大正十年十二月

師範学校に於ける学校衛生教授に關し教授時間の配当少きに失し或は教授者の知識乏しきものあり該教授不充分の向あるにつき適當なる方途を講せられし旨指示す

一 大正十一年三月三十日

未成年者酒類飲用を禁する為未成年者飲酒禁止法を定め同十年四月

一 日より施行す

一 大正十一年四月十一日

傳染病予防法中改正により傳染病種類中に疫痢を赤痢に含め、パラチフス、流行性脳脊髓膜炎の二種を加ふ

一 大正十一年五月四日

文部大臣の監督に属し其の諮詢に應じ学校衛生に關する事項を調査する為学校衛生調査會を設く

一 大正十一年六月十日

日本赤十字社よりの好意に依り同社東京支部看護婦二名派遣ありたるを以て文部省学校看護婦を命じ学校に配置す

一 大正十一年九月十八日

女教員の産前産後に對し特に保護方法を講ずる要あるに依り之を休養に關し訓令す

一 大正十二年九月一日

関東大震災に際し告諭を以て諸子は自重自制其の健康保全に留意し
云々と諭す

一 大正十二年十月

学校衛生主事會議に於て学校看護婦職務規程を定め学校看護婦は
学校長の監督を受け学校長の指揮に従ひ其の職務を補助すことと定む

一 大正十三年六月十日

北海道地方費又は府縣費を以て道庁府縣を通じて学校衛生の技術に
従事せしむる爲に学校衛生技師を置くことを得るの地方学校衛生職員制
を制定す

一 大正十三年九月九日

学校傳染病予防規程を制定す

一 大正十三年十月二十五日

文部大臣の管理に属し体育に関する調査研究及指導教授を掌らむる
爲に体育研究所官制を制定す

一 大正十三年十二月二十日

行政整理の爲に学校衛生官、学校衛生官補、属の定員を縮減す

一 大正十五年五月二十七日

学校体操教授要目を改正し後に技術の未に進むか如きことをなくせしむる
児童の身体及精神の發達に留意して適切なる指導を爲し体育の振興を
圖り身体の健全なる發達を期せしむることとす

一 大正十五年十二月七日

校地の選定、校舎の建築等に關しては漸次改善を具へつゝあるも校地校
舎の清潔方法に至りては動しずると從來の慣行なる洒掃にのみ力を
置き塵埃の發生、校舎の汚染を防止する施設等未だ十分ならず又
掃除の方法宜しきを得ざる爲に甚だしく塵埃を飛散せしめ生徒児童
の健康を害する向あるを以て從來の學校清潔方法を改定し徹底を
期す

一 昭和二年

學校の建築に關し一定の標準を定むることは困難なるも適當なる範圍に
於て設備標準を作成し學校管理に資さんと全國學校衛生技師會
議は校舎の適ある設備標準を協定す

一 昭和二年三月二十二日

学生生徒児童身体検査規程中の改正に依り明治四十五年の改正で尺貫法を採用したのを改めて再び「メートル法」によることと定む

之に伴って発育概評決定標準等も改正を行ふ

一 昭和三年五月四日

従来内務省衛生局の主管であつた廣義の衛生行政に關する体育課勅令文部省の所管となり学校衛生課は体育課と改稱す

一 昭和四年一月二十四日

児童心身發達を阻害すること斯からざるにつき中等学校入學準備の爲の特別教育月林禁止につき指示す

一 昭和四年三月十九日

公立学校に学校医を置くの件を廢止し学校医幼稚園医及青年訓練所(送令を制定公布四月一日より施行し之に依り従来公立学校に限り置くこととなりおるを官公私立の各学校に普く学校医を設置する)きことを定む

一 昭和四年十月二十九日

学校衛生に關しては学校放職職員学校医重として之に従事すと雖も幼弱なる児童を收容する幼稚園小学校等に於ては学校看護婦を設け其の職務を補助せしめて周到なる注意の下に一層養護の徹底を図るの要あるも未だ其の学校看護婦の業務につき規準となさるべきものがなく爲に往々業務実行上不便を生じ延て事業發達上支障甚からざるに依り新に学校看護婦に關する件訓令す

一 昭和六年二月

精神薄弱児童養護施設講習会に於て精神薄弱^{敬啓}児童養護施設方案を審議協定す

一 昭和六年六月二十二日

学校及幼稚園に於ける歯科衛生に關する職務に服せしむる爲各学校及幼稚園に学校歯科医及幼稚園歯科医を置くことにつき学校歯科医及幼稚園歯科医令を制定す

一 昭和六年四月一日

学校主事病予防法制定昭和七年八月一日より施行

一 昭和七年二月一日

学校医及幼稚園医令に基き学校医職務規程を、学校歯科医及幼稚園
歯科医令に基き学校歯科医職務規程を制定す

一 昭和七年二月一日

学生生徒児童身作検査規程中改正し学校歯科医を置きたる学校に在
りては歯牙の検査は学校医^{歯科}として之を行けしむことす

一 昭和七年三月二十八日

野球の普及の範圍最も廣く其の一般民衆に及ぼす影響亦甚大なる
を以て其の健全なる發達を圖るの要ありその為野球の統制並施行に
関する件訓令し其の中に於て選午は学校医の健康証明を受けり校長に
於て通告と認めたるものに限ると規定す

一 昭和七年九月七日

經濟界不況の影響を蒙り児童晝食を缺くも又甚しく粗悪のもの
を攝食する向のもの著しく増加し健康状態不良となり甚きは就學困
難を招来する虞あるに依り適當なる食物を給し栄養の改善を圖らしむ
為学校給食臨時施設方法を定り國庫より其の施設費を補助す

尚学校給食は貧困救済として行はるものなるが如き感念を興ふることなく寧ろ
養護上の必要に出るものなる如く周到なる注意の下に実施すべく指示す

一 昭和九年十二月二十日

北海道 福島 宮城 岩手 青森 秋田 山形 各冷害凶作地方に対し凶作
被害に伴ふ学校児童栄養の扶助又は健康の障害者斯らなる虞ある
学校給食其他保健養護に關し十分留意せられべき旨指示す

一 昭和十年七月十六日

京都 大阪 兵庫 福岡 熊本 佐賀 各水害地方に対し浸水 受りたる
学校の衛生養護に關し特に清潔方法 消毒方法の實施 傳染病の防遏
其他のにつき指示す

一 昭和十年七月三十七日

学校歯科医の行ふ予防上必要なる処置の範圍並に歯科衛生施設の診療
所届出の要否に關し指示を行ふ

一 昭和十一年

中等学校生徒の健康重視の聲が時代の要求として各地に叫ばるる事となり
学校衛生設備は中等学校衛生施設に對し留意すべく具体的事

如何とい小文部大臣の諮問に對し研究審議の上答申す

一 昭和十二年一月二十七日

國民地位の情勢に鑑み予生徒児童の身体を精密に検査し其の結果に基きて養護鍛錬の方法を適切ならしめ以て身体強健にして其の優劣を國民を以て成さんとす趣旨を以て從來の予生徒児童身体検査規程を廢止し學校身体検査規程を制定同十四月一日より之を施行す此の改定は特に注目すべきは左の如きものであつて

- 一 規程の名稱を改めしこと
- 二 身体検査施行の趣旨、目的を明かししこと
- 三 健康診査を重視ししこと
- 四 身体検査の結果を基き保健養護施設を實施を奨励ししこと
- 五 就学入學等に関する身体検査並に學校職員、身体検査につき規定ししこと
- 六 青年學校の身体検査を實施するに至つたこと

一 昭和十二年三月
學校衛生官並に學校衛生官補の名稱を文部省体育官並に文部省体育官補と改む
一 昭和十二年十月一日

在學者の生活環境を基礎として体位の現況を並程移り迅速適確に把握して身体を養護鍛錬し向上強化に資する爲に在學者の体位調査を爾今繼續して行ふこととす

一 昭和十三年五月十一日

小學校教員の健康を保全し児童の衛生養護を完ふせしむる爲に教員保養所創設費並に經常費補助規程を定めて教員保養所設置を奨励す
一 昭和十四年一月十日

予生生徒の健康状態は尚改善を要すことあり、之を認めしむるに特に深甚なる注意を拂ひ、就中予生生徒の衛生思想の普及に依り規律攝生の生活を実行せしめ自ら健康の向上に力めしむるの外保健養護に關し留意せしむべき事項を指示す

一 昭和十四年三月二日

予生生徒の視力保持に夜間授業を行ふ學校の照明装置に關し注意す
一 昭和十四年三月二十五日
一 視力の増加著しきと鑑み近視予防思想の普及に關し指示す

一 昭和十四年四月十九日

学校職員之健康を保全し併せて生徒児童之衛生養護を定むる事とす
趣旨を以て新に学校職員身体検査規程を制定す

一 昭和十四年五月一日

齒牙之健全は青少年之心身發達に至大之關係を有し國民保健上影響
するに極めて大なるを以て齦歯予防思想普及啓蒙に關し指示す

一 昭和十四年九月二十八日

児童心身の健全なる發達を阻害せしめざる爲中等学校入学者選抜に關
し指示す

一 昭和十四年

学校衛生顧問に諮詢し近視眼予防上検査出願教科書用同番の文字印
刷等に関する標準を告示す

一 昭和十五年四月八日

國民体力之向上を図る爲國民之体力を検査し其の向上に付指導其の他必要
なる措置を講ずるの趣旨を以て國民体力法が制定され小該當年令の学生生徒
は其の管理を受けり

一 昭和十五年四月三十日

小学校児童之身体位之現状に鑑み学校に於て適切なる栄養給食を行ふ以て
体位之向上を図らしむる爲從來の学校給食臨時施設方法に關する訓令
を廢止し新に学校給食奨励規程を定む尙同規程には学校給食に關
し必要なる事項を調査指導せしむる爲北海道府縣に学校給食委員會
を設けしむることとす

一 昭和十五年十一月十九日

中等学校入学者選抜に關し行ふ身体検査の單に体格の大小及び當日に於
ける偶発的身体状況を以て並に判定の重要資料と爲すは不合理なる事
と指示す

一 昭和十五年十二月十三日

國民学校職員として学校衛生上特に必要ありと認むるものを各縣に
爲教員保養所令を制定し北海道及府縣をして教員保養所を設置せし
むることとす

一 昭和十六年一月八日

体育訓練及學校衛生に關する事務の刷新改善を図る爲新に体育局を設く

一 昭和十六年二月二十八日

国民学校令を公布同年四月一日より之を施行す小 二小に基き其の校衛生に關し新に滿せらるゝこととなりたることは

一 身体虚弱精神薄弱其の他心身に異常ある児童にして特別養護の必要ありと認めらるゝ爲に特に養護等級又曰養護学校を編制すること

二 児童の養護を掌らしむる爲養護訓導を設く

三 体操科体操に於て衛生を課し衛生上の基礎的訓練を重んじ漸次其の程度を進め故多看護等につき令得せしめ而して之の実行を習慣に導き心身の健全なる養護を圖ること

一 昭和十六年三月二十六日

量表に學校衛生調査會に対し學校衛生設備準則に關する件諮詢のところに其の中衛生室の設備準則に關する事項について答申あり

一 昭和十六年五月八日

國民学校令施行規則に基き養護等級又曰養護學校の編制に關する規程を定む

一 昭和十六年五月九日

養護訓導の無試験検査につき學校及び養成所指定に關する規則を定む

一 昭和十六年七月一日

身体虚弱児童の夏季養護施設に關し指示す

一 昭和十六年九月二十日

國民学校修了者の職業指導に關する件を以て身体検査に關する指示し更に同年十一月六日其の検査実施要綱を示す

一 昭和十七年七月十七日

國民学校令に依り設置の養護訓導は常に児童心身の情状を巡察し特に衛生の躰訓練に留意し児童の養護に従事すべきことあり而して其の執務事項の概要につき指示し従來の學校看護婦に關する件を廢止す 尚養護訓導免許狀を有するものを得難き場合は當分の間養護婦として児童の衛生養護の實務に従事せしむるやう指示す

昭和十七年九月三十日
國民学校修了後就職するものの中身体検査の結果ツバムクリ反響を

性希望者に對する母子接種方に周し指示す

一昭和十八年六月二十五日

國民体の法に依る体の検査の結果筋骨薄弱者又は結核要留意者として認めらるる被管理者をして國府上產業上國家の要請する兵士剛健なる心身の保有者たらしむる目的にて健民修練を行はしむるや指示す

一昭和十八年八月十三日

國民学校修了後工場事業場に就職する者の中環境の劣化等に依り結核性疾病に罹患者病する者増加の傾向あるに鑑み之が發病防止を固る爲身体検査の一部として昭和十九年接種に従来希望者のみに実施せるものを父及應全陰性者疑陽性者に行ふこととす

一昭和十八年十二月十八日

女子中等学校教員の一環として看護に關する教育訓練を強化し有事即應の態勢を確立し女子生徒をして戰時救護に従事せしむる趣旨を以て女子中等学校に於ける看護に關する補習教育実施につき指示す

一昭和十九年三月八日

決戦非常措置要綱に基き玉民学校児童の体位向上を特に考慮し

現下の食糧事情に鑑み六大都市の玉民学校児童全部に對し学校給食を行ふことを指示す

一昭和十九年四月二十四日

玉民学校に於ける養護學級又は養護學校の一學級の児童數に對し臨時特例を定む

一昭和十九年四月二十四日

中学校及高等女学校の養護學級編制に關する規定を定め生徒の身体狀況に應じて適當なる教育を施すやう指導監督を加へて身体虛弱其他身体に異常ある生徒の資質練成を図らむことを指示す

一昭和十九年五月十七日

学校身体検査規程を制定し昭和十二年制定の学校身体検査規程並に昭和十四年制定の学校職員身体検査規程を廢止するの主旨を要点として揚ぐ

一時局の要請に鑑み身体検査の実施を重層的ならしめその強化を図る

二 身体検査実施に伴ふ事務面の新案を呈上する事

三 従来の学校職員身体検査規程と学校身体検査規程を別々の規程であるとして兩者を不可分なものとして之を整理統合して單一の規程とする事

昭和十九年七月十九日

勤務主勸業後の健康保持を図る為休養睡眠等に留意せしめ指導する

昭和十九年八月二十二日

二 夏季の集団疎開に伴ふ防疫の徹底に關し指示す

昭和十九年八月二十二日

教職員は疎開中夏季の衛生養護に關し保護者たるの責を任ずる意を以て之に當り尚疎開先の氣候風土と学童各自の体力健康状態とに即應じてる鍛錬養護を実施すべく疎開中学童の保健衛生に關し指示す

昭和十九年九月三日

勤務主勸業後の健康管理に關し具体的事項を指示す

昭和十九年十二月十八日

集団疎開中夏季の齒科医療並に保健指導に關し指示す

昭和二十一年三月二十四日

空襲被害罹災者等として結核性疾患に因り保養を要するもの

漸増の虞あるにつき便宜地方の実情に應じ教員保養所を活用

せしめ差支なきに日指示す

昭和二十一年九月三十日

應召並に勤務主勸業解除せしめたる学童其の他特に生活環境の悪化に即應せる保健指導をなすべくむる為臨時身体検査を施行せしむ